

## 議事録の詳録

### 第 1 1 回加古川流域委員会

日 時 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 (水)  
午後 2 時 0 分 開会  
午後 4 時 0 分 閉会  
場 所 滝野図書館 3 階 会議室

[午後 2時 0分 開会]

## 1. 開会

○司会

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、第11回加古川流域委員会を開会いたします。私は今年度加古川流域委員会の庶務を担当させていただいておりますパシフィックコンサルタンツの石尾でございます。よろしくお願いいたします。

今回の委員会は、委員の出席が13名で、委員総数16名の、3分の2以上の出席を得ておりますので、規約の第5条の2の定めにより成立いたしております。

なお、欠席されている委員として、池嶋委員、内田委員、神田委員の3名が欠席されます。

この会場の滝野図書館についてご説明させていただきます。非常時の退出でございますけれども、当会場の正面の左にございます。非常口には張り紙をしております。非常の場合にはそこからの退出をお願いしたいと思います。トイレは、会場を出まして左手にございます。

それでは、会議に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。配付資料といたしまして、第11回加古川流域委員会の議事次第があります。それから資料－1、2、3、4、5があり、それぞれ資料ごとにとじてございます。

資料－1、「第10回加古川流域委員会議事録（概要）」でございます。資料－2、「加古川のこれからの川づくりに関する説明会（皆様からお寄せいただきましたご意見について）」、資料－3、「加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）について」、それから資料－4、「加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表」（A3判）、資料－5、「加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）」。その他の資料としまして、加古川流域委員会委員名簿。第11回加古川流域委員会の配席図。それと、別途、吉田委員からいただいております資料を配付しております。

それと、傍聴の皆様には傍聴に当たってのお願い、報道関係者には報道関係者へのお願い、これをお願いしております。

以上ですけれども、不足等がございましたらお近くのスタッフまで申しつけてください。

次に、傍聴者の皆様をお願いいたします。本会議は公開としておりますけれども、傍聴に関しましては、受付でお配りしました傍聴に当たってのお願いに従っていただきますよ

うにお願いいたします。円滑な議事進行のため、ぜひご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様をお願いなのですが、これは毎回お願いしておりますが、ご発言に際してはマイクを通してお願いいたします。また、本会議は、原則的に公開で開催されておりまして、発言の要旨をまとめた議事録、すべての発言内容を掲載した速記録につきましては、会議の後に、ホームページ上に公開する予定としております。その際、委員の皆様のご氏名を明示して公開いたしますので、公開に際しましてはいつものように委員の皆様にご発言内容を確認いただいた後に公開したいと思っておりますので、お手数ですが、後日、ご確認いただきますようあわせてお願い申し上げます。

何とぞご協力のほどをお願い申し上げます。

## 2. 挨拶

### ○司会

それでは、開会に当たりまして、議事次第にのっとり河川管理者の中込様からご挨拶をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

### ○河川管理者（中込事務所長）

本日も、第11回の加古川流域委員会にご参集いただきまして、委員の皆様方、それから地元の方々、本当に毎回ありがとうございます。

今回で第11回、思い返してみると、1年半ぐらい前から始めまして、今回で11回を数える状況でございます。

前回の会議、9月に行いましたけれども、この委員の先生方は重々ご承知かと思いますが、整備計画の概要を骨子の部分だけ示させていただいて、それについてご意見をいただいている状況でございます。ですので、今回、原案そのものをご説明させていただいて、いつもと同じように、熱心な討議をお願いしたいと思っております。

加えて、もう一点、先にご説明させていただきますと、委員の皆様につきましては、重々ご承知かと思いますが、今回この原案につきましては、事前に各委員の先生方に見てもらっている状況でございます。これはこの短い時間の中で原案、本文を見ていただくというのは非常に心苦しいということもありまして、事前に見ていただいて、そこでいただいた意見についてはできる限り今回の案の中に反映したつもりでございます。改めて、今日の委員会の中でその部分を皆さんに確認していただいて、いつもながらの熱心な討議のほうをよろしくをお願いしたいと思っております。

それでは、また今回もいつもどおりよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

### 3. 審議

○司会

議事次第の3番、審議に進んでいきたいと思ひます。

なお、現在時刻と議事事項を正面のスクリーン左側の小さいスクリーンに示してあります。これは、限られた時間の中で有意義なご審議をしていただくということのために、現在の議事内容と時刻を示させていただいております。

それでは中瀬委員長、よろしくお願ひいたします。

○中瀬委員長

では、皆さんどうもご苦勞様でございます。第11回目の流域委員会を開催させていただきます。

本日は、議事次第にもございますように、まず庶務のほうから前回の第10回の流域委員会の審議結果についての報告をお願いします。その次に住民説明会を開催していただきましたので、その結果について河川管理者からご報告をいただきます。引き続きまして河川管理者がまとめられた加古川水系河川整備計画原案についても資料説明と審議が予定されています。

最後に傍聴の方からのご意見もいただき、今日も16時に無事終わりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### (1) 第10回加古川流域委員会審議内容の報告

○中瀬委員長

それではまず資料-1の第10回加古川流域委員会審議結果の確認をお願いします。庶務のほうからお願いします。

○司会

それでは、庶務のほうから、お配りしております資料-1を使いまして、第10回の加古川流域委員会の審議内容の報告をさせていただきます。既に委員の方にはすべての発言内容を記録しました議事録、この詳録とその要旨を記載しました議事録の概要について、事前確認をお願いしております。今回は議事録の概要を使用しまして報告させていただきます。

す。

第10回の加古川流域委員会審議内容の報告。前回の第9回の委員会で宿題となりました事項のうち、加古川で減少傾向にある希少種の生息・生育状況や外来種の問題等につきまして、河川管理者から説明があり、了承をいただきました。

次に、河川整備の内容について、河川管理者から説明がありました。流下能力が下流部、中流部、上流部とも不足している箇所があり、それぞれの箇所で必要な対策を実施していくこと。洪水対策は、加古川流域委員会中間取りまとめの考え方に沿った計画をする。平成16年10月洪水が流下した場合に浸水が想定され、生命、財産に多くの被害が発生する箇所について優先的に実施すると。上流の整備により下流での被害が拡大しないように実施すること。下流域は河道掘削、中流域は築堤、上流域は築堤と河道掘削を中心とした対策を考えていることが説明されました。

次に、加古川水系河川整備計画原案について河川管理者から説明がありました。「まえがき」から、「1. 流域及び河川の概要」、「2. 河川整備の現状と課題」、「3. 河川整備の目標に関する事項」、「4. 河川の整備の実施に関する事項」という大きな4項目に分けて記載することなど説明がありました。

最後に、住民説明会方式の実施方法について河川管理者から説明があり、日程の配慮をお願いしたい旨のご意見をいただきました。

以上のような審議を踏まえて、本日の開催となっております。

また、これらの資料は、加古川流域委員会のホームページでも公開しております。キーワード検索で「加古川流域委員会」と入力していただきますとご覧いただけます。今後もホームページを通じて情報を発信していきますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

以上です。

○中瀬委員長

ありがとうございました。

今の説明いただきました内容で議事の確認とさせていただいてよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

## (2) 加古川のこれからの川づくりに関する説明会の報告

○中瀬委員長

それでは、次に続きまして、加古川のこれからの川づくりに関する説明会として、河川管理者が開催されましたが、住民の皆様方にどういう説明をして、どういう意見があった

かということに関して報告をお願いします。

○河川管理者（吉田課長）

それでは、ご説明させていただきたいと思います。

「加古川のこれからの川づくりに関する説明会」ということで、資料－2をお手元に配らせていただいておりますけれども、こちらをご覧になりながらお聞きいただければと思います。

「加古川のこれからの川づくりに関する説明会」ということで、河川管理者が直接皆様からご意見をいただく機会を設けさせていただきました。

加古川流域の上、中、下流部、3カ所によって10月17日、18日の土日を設定して説明会を開催させていただいております。また、あわせて電子メールやファクス、郵送でのご意見も募集いたしまして、そちらでもご意見をいただいている状況でございます。

まず、流域上流部からいただいたご意見やご質問等についてご説明を差し上げます。その中では、連携に関するご意見ということで、加古川水系は1本だということと、県と国とが連携を持って整備を行っていただきたいというようなご意見をいただきました。また、河川水質に関しては、調査を継続的にやっていただきたいというようなご意見もいただいております。

続きまして、流域中流部でいただいたご意見ですけれども、洪水の対策に関して、平成16年の台風被害という形で、大変な被害があったということをお聞かせいただき、滝野、多井田地区等々の整備についてご意見をいただいております。また、整備計画の対象期間に関するご質問もいただきまして、その期間がわからないため、説明してくださいというようなご質問もいただいております。

続きましては、洪水対策に関する質問ですけれども、東条川との合流地点ではどのような整備がなされるのかというようなご質問をいただきましたし、また、平常時や災害時の情報提供という観点から水位の配信サービスについて改善をお願いしたいというようなご意見をいただいております。そして、洪水対策に対する質問としてもう一つは、平成16年の台風で被害が発生した大門地区についてのご意見というのをいただいております。

続きまして、流域、下流域におけるご質問をいただいているのですけれども、河川の利用というご意見の中に加古川で水と親しむという空間という考え方をもっと考えていただきたいというようなご意見もいただいております。また、電子メール、ファクス、郵送という形で洪水対策に関するご意見をいただいております。水害対策は非常に重要

だと考えているというようなご意見をいただいております。

全体を通しては近年平成16年の災害を受けたということもありまして、洪水対策に対するご意見というもの、また国と県とかが連携をとってほしいというようなご意見を多くいただきました。

本日お持ちしたこの原案にはお寄せいただいたご意見、住民の意見というものが反映した形で作成しておりますので、その具体的な内容については、続きましてご説明をさせていただきます。

以上ご報告いたします。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございます。

ということで、今のお話の内容が次の報告書の中で出てくるんですね。はい、ありがとうございます。

### (3) 「加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）」について

○中瀬委員長

では、続きまして今日を中心テーマであります資料－3の「加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）について」説明をお願いします。では、河川管理者のほうからよろしくをお願いします。

○河川管理者（吉田課長）

それでは、「加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）について」お手元に資料－3、4、5と3種類の資料をお配りさせていただいております。まず初めに資料－3に沿って説明をさせていただきます。原案の詳細、具体的な内容については資料－4を参照しながらご説明をさせていただきますと考えています。

資料－3及びパワーポイントに示しておりますので、スクリーンをご覧ください。

目次ですけれども、河川整備計画原案の概要ということと、河川整備計画原案本文について、そして、河川整備計画の実施にあたってという3つの流れに沿ってご説明いたします。

まず、河川整備計画原案の概要ですけれども、本文には「まえがき」から始まりまして、大きく4つ分けた構成で成り立っております。まず1番が流域及び河川の概要ということで、流域の概要であったり、治水、利水、環境の概要について書かせていただいております。続きまして、河川整備の現状と課題ということで、こちらの治水、利水、環境、

管理、地域住民との連携、新たな課題ということで記載させていただいております。次に3番ですけれども、河川整備の目標に関する事項ということで、こちらも項目を分けて記載させていただいております。そして、最後に河川整備の実施に関する事項ということで、この整備計画の中で実施をしていく内容について項目を分けて記載をさせていただいている構成になっています。

では、その原案の記載イメージですけれども、こちらは、魚類、甲殻類の移動の連続性という観点で一例を取り出しておりますが、河川環境の現況と課題では、堰等が魚類、甲殻類に縦断的な移動を阻害する可能性があるという現況を踏まえて、次に河川環境の目標に関する項目では、生息するすべての魚類、甲殻類が全川を自由に遡上降下できるように縦断的な移動の連続性の確保に努めることを目標とし、最後に実施に関する項目において、魚類の遡上状況などの調査により詳細な実態を把握し、魚が上りやすい魚道について検討し、必要に応じて魚道の改良等を実施するという形に記載させていただいております。

続きまして、整備計画原案の概要ですけれども、治水については、第4回の流域委員会でも審議をいただきましたが、戦後の洪水のうち、雨量、流量、浸水家屋、浸水面積等の規模が大きい平成16年台風23号洪水を対象とすることを記載させていただいております。あわせて、第6回で議論した堤防が整備されていない地区の堤防を優先して整備すること、そして第5回の流域委員会で審議をいただいた干潟については保全をし、干潟以外の部分の河道掘削を行うという項目について記載をしています。

続きまして、利水についてですけれども、第9回の委員会でご審議いただきました渇水時においても水の利用や河川環境に影響を及ぼさないよう調整を行うこと、河川水の流況の変化に対応した適切な水利用を図るといような話も記載しております。あわせて、流水の正常な機能を維持するために、河川の機能を維持していくために必要な流量を確保するという内容も記載しています。

続きまして、河川環境についてですが、第9回の流域委員会で審議いただきました大きな変化が見られない水際植生、河口干潟は極力保全し、過去と比較すると減少傾向にある瀬・淵、わんど・たまり、礫河原については再生することを記載しています。第4回の流域委員会で審議いただきました魚類、甲殻類が自由に遡上降下できるように連続性を確保するという観点も記載しています。そして、第7回の委員会で審議をいただきました闘竜灘を保全し、闘竜灘の流れや景観に配慮するという点についてもあわせて記載してい



ます。

最後に、河川管理についてですが、第6回の委員会で審議いただきました内容として、治水上支障のある樹木は伐採し、発達した樹木は輪伐による適切な管理を行うとともに、地域の方々と協働した管理を行うという観点を記載しています。第9回の委員会で審議をいただきました事項として、河川管理施設、堤防や加古川大堰、樋門、堰等ですが、これらの機能が維持される管理を行うという観点を記載しています。また、地域住民、地域で活動される方々、河川管理者とが一体となり、エリアマネジメントに取り組むという記載もあります。

続きまして、こちらは資料-5の「まえがき」の部分になりますが、この部分というのは、次世代にどのような川を残していくか、国管理区間の整備計画の中では加古川水系をどのようにとらえるのか、また、ため池や森林保全の考え方の内容を踏まえて記載を行いました。これまでの流域委員会での議論の心が詰まったこの「まえがき」の部分については、田下委員にご指導をいただきながら記載をしております。この「まえがき」の部分について一部読み上げたいと思います。

まえがき。川ほど私たちに身近な自然はありません。その自然と闘い続けた民族もあれば、自然に服従してきた民族もあります。しかし、私たちの先人は水田を耕し、稲を育てるために、自然と共に生きる方法を選んできました。水を得るために川や森と共生し、自然の一員として暮らしてきた歴史があります。

国土の約3分の2を森林に覆われたこの国では、森林に降り注いだ雨が川を下り、平野や海岸を形作ってきました。先人は加古川がはん濫してできた平野で米作りを始め、海岸に押し流された土砂が作った浜辺や、“鹿の瀬”のような海の漁場を生かし、暮らしてきました。川でも漁を続け、川の水を活用した多くの地場産業も生まれ、川の流れを舟運、物流の場としてきました。近年以降は水道水や工業用水としても利用しています。また、子どもたちは河原や川での遊びを通して、川から多くのことを学びました。大げさかもしれませんが、危険と隣り合わせで遊ぶことで、知らず知らずのうちに危機管理を身につけていました。

その一方で、川は一度暴れると多くの命や財産を呑みこんできたのも事実です。ただ、暴れた後に流され積もった土砂を、田畑にするとう、まさに循環型の社会の中で、先人は生きてきました。安定した暮らしのため、川の水量を必要とし、一定の流れを保ち、山の木々に注意を払い、海を含む流域全体のバランスを守って、恵を受けてきた歴史がありま

す。

ところで、唱歌や童謡の『ふるさと』『春の小川』『海』などを耳にした私たちが、頭や心に描く風景は、実は大昔のままの自然ではありません。先人が稲を育てるために営々と築き上げてきた古里の風景です。緑の里山に抱かれ、村中を川が流れて、両側には水田が広がり、山裾には畠が連なり、山の頂き近くまで棚田や畑が続き、田畑の間には小川が流れ、また、水が無い所にはため池が点在し、川辺には竹などが植えられています。同じように、山の中には林業や炭焼きに適した、海辺には漁業などに適したそれぞれの風景が広がっています。すべて、先人が生きるために、暮らしを少しでも良くするために、自然と共生する中で、作り続けた風景です。その中を水は時間をかけて巡り、洪水も緩和してきました。最近、循環型社会とか生物多様性環境と言われています。循環型社会や生物多様性環境の基本は、自然との共生ではないでしょうか。自然から恵を受けているものすべてが循環の一員として共生し、お互いに助け合ってこそ、自然環境は保たれるのではないのでしょうか。先人は川との暮らしの中で自分が住む地域だけでなく、他の地域への眼差し=思いやりを持っていました。それは、私たちが幼い時に耳にした『桃太郎』『一寸法師』『浦島太郎』などの昔話が物語っています。上流の人は、さらに上の森や山の地域への眼差しと、中流から下の地域への眼差しを持っていました。また、中流の人は上流と、下流への眼差しを持っていました。下流の人は中流より上と、河口から海の彼方への眼差しがありました。この眼差しは、先人が川と向き合う時に、“私（わたくし）”ではなく、“公（おおやけ）”の気持ちで接する姿勢を育んできました。現在でも、自然と向き合い、環境を考える時の基本の姿勢は、他の地域への眼差しと“公”の意識ではないでしょうか。

ただ、昔が全て良いと言うものではありません。川を、海を、大地を、水を、そして大気まで汚してきたことを忘れてはなりません。本来の川の姿、あり方をもう一度、見直して、自然な姿に沿った整備が必要とされています。当然、生命と暮らしを守る治水は必要です。そして、洪水や渇水と言う異変の日の川だけを取り上げるのではなく、平穏な日々の暮らし中を流れる川の姿をも取り入れ、先人の知恵や教えを後世に伝え、子どもたちが遊べ、泳げるような、未来につながる加古川流域・水系の整備計画でありたいと思います。

続きまして、パワーポイント上は非常に小さい資料となっておりますので、お手元の資料-4をご覧になりながらお聞きください。こちらは資料-4においては、「加古川の整備計画原案（国管理区間）」に記載してる内容を、現状と課題、目標に関する事項及び河川整備の実施に関する事項という3項目に分けてご説明をいたします。

まず初めに、対象区間及び対象期間についてですが、こちらは住民説明会の中で、説明の期間がわからないというようなご意見をいただいておりますが、そちらについては記載していますので、ご説明をいたします。

河川整備の目標に関する事項として、今後の状況の変化、事業実施の河川環境、河川管理室にかかわるモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等により必要に応じて適宜計画の見直しを実施することを記載しております。また、モニタリングや評価を行い計画にフィードバックすることも記載しております。

対象区間、対象期間としては、本整備計画において対象とする区間は、加古川水系の国管理区間とすること、また、対象期間としては概ね30年間とするという記載をしております。

続きまして、2ページですが、青い文字とピンクの文字がありますが、青い文字に関する現状と課題、青い文字に関する目標、青い文字に関する実施に関する事項ということで、こちらを対比しながらご覧ください。

こちらは、洪水対策についてです。青文字のところに記載しておりますが、堤防整備状況は完成堤47%であり、上、中流部に堤防未整備区間が依然として残っているため、下流部の治水安全度を確保しながら、堤防整備を進める必要がある。古新堰堤、加古川堰堤等の横断工作物が老朽化し流下阻害にもなっているため、これらの改築が必要であるという課題について、次の目標のところでは、平成16年台風第23号洪水を安全に流下させることを目標とし、平成16年台風23号洪水を対象とした目標流量に対して、現況の流下能力が不足する箇所の整備を実施するという内容を記載しております。

次に、ピンクの文字で記載しておりますが、河川堤防の浸透に対する安全性を確認するための詳細点検を実施した結果、安全性が不足する区間が44.1%あることから、堤防の浸透対策を実施する必要があるという課題があります。そこで、浸水に対する安全性が確保されていない堤防については、質的な安全性の向上に努めるという目標を立てまして、対策が必要な44.1%の堤防のうち、その堤防の強化を実施するという内容を実施の事項に記載しております。

続きまして、3ページの、地震対策、高潮対策、内水対策を説明します。地震対策としては、現在から将来にわたって発生が考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対応するさらなる照査が必要であるという課題があります。そこで、河川管理施設の耐震性能の向上に努めるという目標を立てまして、実施の項目として、河川管理施

設の耐震性の照査を実施し、必要に応じて対策を実施するという内容を記載しております。

次に、高潮対策についてですが、近年高潮被害は発生していないものの、今後被害を受ける可能性があるという課題があります。そこで、高潮による被害が発生しないよう高潮対策に努めるという目標を立てまして、高潮による被害が発生しないよう高潮対策を実施するという内容を実施の項目に記載しております。

続きまして内水対策ですが、内水被害の提言を含めた支川処理を実施しているという現状を踏まえまして、関係機関と連携し、内水被害の低減に努めるという目標を立て、関係機関との連携を行うことを原則とし、必要に応じて対策を実施するという内容を実施の項目に記載しております。

4 ページの、利水について説明します。ピンクの文字で記載しておりますが、利水については、農業用水、工業用水、上水道用水等合計で、約52m<sup>3</sup>/sの用水を広域的に安定供給している現状です。そこで、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保することを目標とし、実施の事項で、関係者との調整により、正常流量の確保に努めることを記載しております。

次に、緑の文字で記載しておりますが、流量は減少の傾向にあり、渇水が発生しているという課題を踏まえて、渇水時においても水利用や河川環境にできるだけ影響を及ぼさないよう関係者との調整に努めることを目標とし、渇水時には関係機関との情報交換や渇水時調整を実施するという内容を記載しております。

続きまして5 ページの、生物の生息・生育・繁殖の場について説明します。こちらは6 ページと一体となって説明いたします。加古川における特徴的な生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場としては、「瀬・淵」、「わんど・たまり」、「礫河原」、「水際植生」、「河口干潟」があります。

まず赤文字で記載しております「瀬・淵」、「わんど・たまり」、「礫河原」については、過去と比較すると減少の傾向であるという課題を記載しております。そこで、減少傾向にある「瀬・淵」、「わんど・たまり」、「礫河原」については、再生に努めることを目標とし、「瀬・淵」については、河積を阻害しないよう水面幅を縮め、流速を高めることで瀬の再生を実施すること及び水深の深い箇所をつくり、淵の再生を実施することを記載しております。また、「わんど・たまり」についてですが、河道を掘削し、平常時も本川と連続している止水域（わんど）や、分離した止水域（たまり）の再生を実施することを記載しております。最後に「礫河原」についてですが、河川の営力、いわゆる（洪水

による攪乱)を活用した手法など、礫河原の再生を検討するし、必要に応じて掘削等の対策を実施することを記載しております。

続きまして、青い文字で記載しております「水際植生」、「河口干潟」については、6ページをご覧になっていただくとわかりますけれども、「水際植生」については、過去と比較しても分布状況に大きな変化は見られないということ、「河口干潟」についても過去から比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られないという現状です。そこで、局所的な変化はあるものの大きな変化は見られない「水際植生」、「河口干潟」については、保全に努めるということを目標とし、「水際植生」については極力保全をすること、やむを得ず整備を行うときには、水際植生が再生するように水陸移行帯を創出する対策を実施することを記載しております。また、「河口干潟」については保全し、干潟以外の部分で掘削を実施することを記載しております。

続きまして、7ページに魚類甲殻類の移動の連続性について記載しております。上段ですが、加古川では121種の魚類と20種の甲殻類が今までに確認されていること、堰等が魚類、甲殻類の縦断的な移動を阻害する場合があるため、本来予測される生息範囲に確認できないという課題があります。そこで、加古川に生息するすべての魚類、甲殻類が加古川全川を自由に遡上降下できるように縦断的な移動の連続性の確保に努めることを目標とし、詳細な実態を把握し、魚類や甲殻類が上りやすい魚道について検討を実施し、必要に応じて魚道の改良を実施することを記載しております。

次に、下段の外来種についてですが、加古川では特定外来生物に指定されている種のうち、11種が確認されているという現状を記載しております。それらについて、特定外来生物が地域へ優占することの防止に努めることを目標とし、分布状況等の把握に努めるとともに、駆除など外来種への影響を小さくする対策等の検討を実施すること、また外来生物法に関する啓発、広報を実施することを記載しております。

続きまして、8ページに水環境(水質)について記載しております。まず、河川水質については、BOD75%値は平成以降いずれの環境基準点においても環境基準をおおむね満足しているという現状を踏まえ、良好な水質が保全されるように努めることを目標とし、水質モニタリング及びインターネット配信を継続して実施することを記載しております。

続きまして、水質事故対応ですが、「加古川水質汚濁防止協議会」を通じて、迅速な連絡を行い、被害防止に努めているという現状を踏まえ、加古川水質汚濁防止協議会を通じて、迅速な水質事故対応の継続に努めることを目標とし、「加古川水質汚濁防止協議

会」を通じて、迅速な対応を実施することを記載しております。

続きまして、9ページに河川景観について記載しております。加古川における特徴的な河川景観としては「甌穴」、「鬮龍灘」、「礫河原」があるという現状を踏まえ、地域の現風景となっている良好な河川景観に配慮した整備に努めることを目標とし、地域の原風景となっている良好な河川景観に配慮した整備を実施することを記載しております。

続きまして、10ページに文化・歴史について記載しております。まず舟運についてですが、加古川の舟運は、人や物資の連続性を確保する重要な役割を果たしていたこと、歴史的背景により、加古川沿川に家屋が連担してきたことから、舟運の歴史を踏まえ、町づくりと一体となった整備に努めることを目標とし、舟運の歴史を踏まえた町づくりと一体となった整備を実施することを記載しております。

続いてため池についてですが、ため池は多面的な役割を果たしているが、ため池の役割や必要性に対する認識が薄くなっているという課題があります。そこで、ため池の役割や必要性に対する認識の共有に努めることを目標とし、実施内容には関係機関や地域住民が主体となった。ため池協議会等と連携し、ため池の保全に協力していくことを記載しております。

次に同じく10ページに河川に関する学習について記載しております。河川管理者などが環境出前講座等を実施してきましたが、水辺で学ぶ機会を増していくことが必要であるという課題があります。そこで、河川に関する学習機会の増加に努めることを目標とし、環境出前講座等を継続して実施することを記載しております。

続きまして、11、12ページに河川管理施設の機能の維持について記載しております。まず堤防についてですが、ピンクの文字で記載しておりますが、現在、堤防決壊の原因となる変状がないか点検を実施をしているという現状です。そこで、堤防の機能が維持される管理に努めることを目標とし、日常的な点検や出水期前の全川徒歩による詳細な点検を実施することを記載しております。続いて緑の文字で記載しておりますが、現在、堤防除草を実施しており、発生した刈草というものは運搬費や処理費等に要するコストに課題があります。そこで、堤防除草により発生した刈草について地域住民と協働した有効利用に努めるということを目標とし、堤防除草により発生した刈草の有効利用についても検討を実施すること、そして必要に応じて地域住民と協働した有効利用の取り組みを実施することを記載しております。

続いて、加古川大堰についてですが、加古川大堰は、取水や流量確保のために、また

洪水を安全に流下させるなど、24時間体制で監視を実施しています。また、常に万全の機能が発揮できるように、点検や整備を実施しているという現状です。今後も加古川大堰の機能が維持される管理に努めることを目標とし、24時間体制で監視を実施すること、また土木施設等の点検を実施することを記載しております。

続きまして、12ページのその他河川管理施設、樋門、堰等についてです。青い文字で記載しておりますが、動作の確認や潤滑油補てん等の点検を実施している現状です。今後もその他の河川管理施設の機能が維持される管理に努めることを目標とし、動作の確認等の点検と機械内部の劣化や磨耗等の詳細な点検を実施することを記載しております。またピンクの文字で記載しておりますが、設置年度が古い施設があり、それらの施設の老朽化が課題となっています。そこで、計画的な補修等により現状の機能が維持されるように努めることを目標とし、効率的、効果的な施設の機能維持を実施することを記載しております。

続いて、許可工作物についてですが、緑の文字で記載しておりますが、許可工作物についても、計画的な維持修繕等の指導を実施しているという現状です。そこで許可工作物の機能が維持されるように、施設管理者による適正な管理を徹底されるための指導に努めることを目標とし、施設管理者に対して点検整備の指導を実施することを記載しております。また、赤い文字で記載しておりますが、許可工作物の中には、現在の「河川管理施設等構造令」に適合しない施設があるため、改築や統合等の改善指導を継続して実施していく必要があります。そこで、現在の河川管理施設等構造令に適合しない施設については、施設管理者が改善するための指導に努めることを目標とし、現在の「河川管理施設等構造令」に適合しない施設については、施設管理者に対して、改築や統合等の改善するための指導を実施することを記載しております。

続きまして、13ページに河川区域の管理について記載しております。まず樹木の管理についてですが、青い文字で記載しておりますが、洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採を実施しているという現状です。そこで今後も洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採することを目標及び実施の項目に記載しております。しかし、ピンクの文字で記載させていただいておりますが、河道内の樹木は生態系の中で重要な役割を果たしているため、伐採の時期、方法等について配慮しながら管理をする必要があります。そこで、発達した樹木については高さが違う樹木が存在するなど、生物の生息、生育、繁殖環境への配慮に努めることを目標にして、発達した樹木については輪伐による計

画的な伐採を実施することを記載しております。また、緑の文字ですが、伐採した樹木の処理にかかるコストというのが課題であり、伐採した樹木についてコスト縮減のために地域住民と協働した有効利用に努めることを目標に、伐採した樹木について、有効利用についての検討を実施すること、そして必要に応じて地域住民と協働した有効利用の取り組みを実施することを記載しております。

続いて、土砂の管理についてですが、土砂については、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は、除去を実施しています。今後も、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂の除去に努めることを目標とし、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は定期的な測量等により状態を把握し、堆積土砂の除去を実施することを記載しております。

次に、塵芥処理についてですが、青い文字の記載ですが、塵芥や草木の処理を現在実施しています。今後も塵芥処理に努めることを目標とし、塵芥の実態調査及び塵芥処理を実施することを記載しております。またピンクの部分ですけれども、塵芥の中には上流や支川から流れてくるものがあるため、今後も流域が一体となって対応をしていく必要があります。そこで、流域が一体となった対応に努めることを目標及び実施の項目に記載しております。

次に、土地の管理についてですが、土地境界の明示、確定というものを現在実施しています。そこで今後も河川区域の土地の適正な管理に努めることを目標及び実施の項目に記載しております。

次に、不法行為等の防止についてですが、不法行為等の是正については、河川巡視等を実施しています。そこで今後も関係機関と連携した啓発活動、河川巡視、補助的にCCTVの河川監視カメラによる空間管理に努めることを目標及び実施の項目に記載しております。

続きまして、14～18ページに危機管理対策について記載しております。まず14、15ページの関係団体との連携については、災害発生時の迅速な対応、災害時の連絡体制を確保するために、日ごろから様々な関係団体と連携を行っている状況です。その例示として、「水防協議会」、「洪水予報連絡会」、「総合流域防災協議会」、「加古川下流部渇水調整協議会」、「加古川大堰放流連絡会」、「加古川水質汚濁防止協議会」を記載しております。その現状を踏まえて、そこで今後も関係団体との連携を継続しながら、地域で活動している方々との連携に努めることを目標とし、日ごろからさまざまな関係団体との連携



を継続して実施すること、そして、地域で活動している方々との連携を実施することを記載しております。

続きまして、16ページの河川管理における安全な河川管理施設の運用についてです。ピンクの文字ですが、水門等の河川管理施設の開閉操作は、近隣在住の操作員が実施をしています。出水時に迅速かつ確実に操作ができるよう、講習会を実施していますが、操作員の高齢化が進んでいることにより人員確保が課題となっています。そこで、河川管理施設の操作を確実にすることで、洪水時の被害をなくすことに努めることを目標とし、操作員に対する講習会を毎年度実施し、また自治体の協力のもと、操作員の確保を実施することを記載しております。

次に、緑の文字ですが、加古川大堰の放流に伴う事故を防止するために警報などを実施しています。そこで、今後も継続して加古川大堰放流に伴う事故防止に努めることを目標とし、加古川大堰については主ゲートの操作を実施する場合、1時間前から警報車、スピーカー、サイレンにより警報を実施することを記載しております。

続きまして、17ページの平常時、災害時の情報提供についてです。平常時、災害時の情報提供では、被害の最小化を目的としたさらなる情報提供が必要です。現在は、浸水想定区域図による情報提供、インターネットなどによる情報提供、ケーブルテレビによる情報提供などを実施している現状です。そこで、今後も情報提供を継続していくことに努めること、また日ごろから災害への意識を高めることにより地域の防災力を向上させることを目標とし、さらなる関係機関への情報提供を実施することを記載しております。

続きまして、18ページの防災施設の整備についてです。防災施設の整備については、防災施設として加古川市にヘリポートを備えた加古川河川防災ステーション、水防資材の備蓄をしている水防倉庫や資材置き場、備蓄土砂の機能を持つ桜つづみ、災害時に使用する緊急河川敷道路を整備しており、それらの適切な運用が必要です。そこで、防災施設として機能が維持される管理や運用に努めることを目標とし、防災施設としての機能が維持されるような管理や訓練等を実施することを記載しております。

続きまして、18ページに河川空間の利用について記載しております。河川空間の利用については、多くの人が散策や水遊びに利用しているが、河川以外でもできるスポーツなどの利用もあり、川でしかできない水辺の利用をさらに増していくことが必要であるという課題があります。そこで、川でしかできない水辺に親しむための施設の充実に努めることを目標とし、身近な自然を楽しみ、安心して利用できる河川空間の整備を図ることを実

施の項目に記載しております。

続きまして、18ページに地域住民との連携について記載しております。地域住民との連携においては、河川に関心を持ってもらうための河川調査や水生生物調査を実施しており、今後も地域住民と一体となった活動をふやしていくということが必要です。そこで、地域住民、地域で活動されている方々、河川管理者とが一体となった取り組みに努めることを目標とし、地域住民、地域で活動されている方々、河川管理者が一体となった取り組み、また地域の自発的な活動やその活動を行う人材の育成、地域住民間の交流を支援することで地域の力を活用した、それぞれの個性を生かした川づくりを実施することを記載しております。

最後に、新たな課題としては、地球温暖化が原因とされる地球規模の気候変動と海面上昇といった課題が生じているということを認識していることを記載しております。

以上、「河川整備計画原案（国管理区間）」に記載している内容の概要についてご説明をさせていただきました。

最後に、資料－3の一番最後、「3. 河川整備計画の実施にあたって」ということに関して説明をさせていただきます。

本整備計画は、現時点において河川の整備に投じる費用と得られる効果の妥当性を確認しておりますが、今後の状況の変化や事業実施後の河川環境、河川管理施設にかかわるモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等により必要に応じて適宜計画の見直しを実施していくこと。さらに、必要に応じて学識者や関係機関等の意見等を踏まえたモニタリングや評価を行い、計画にフィードバックをするとともに、地域住民や関係機関との情報共有を図りながら整備を実施するということを考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中瀬委員長

どうもありがとうございました。今「河川整備計画原案（国管理区間）」について概要を説明いただきました。これに関してご意見をぜひお願いしたいのですが、これはかなり議論を進んできておりますので、これに加えて、今後この計画に基づいて事業を実施するに際しての留意点とか、こういうことをちょっとしっかり考えて進めていったらどうですかというような前向きなご意見をいただけたら大変ありがたいと思います。

それではよろしく申し上げます。

○道奥委員

道奥です。まず資料－４の３ページの３．河川整備の目標に関する事項で、レベル２震度という地震があつて、これは内陸性の地震ということなのではないでしょうか。近くに山崎断層があることを視野に入れておられるのかどうか、河川施設に対して耐震性というのが外力条件としてレベル２地震度なのかどうかも含めて教えていただきたいのですが、もしそういうことであれば、活断層系のことを本文の地質とか地形とか、ああいうところに記載する必要はないのでしょうかということです。

それと、同じ資料の７ページの真ん中の列の上ですけれども、対象区間は国管理区間の河川であるというふうに前提をおいておられるのですけれども、当然のことだと思いますが、ここで、河川整備の環境に関しては、加古川全川を自由に遡上降下できるようにというふうに書いておるのですが、それでよろしいのでしょうか。

それから、10ページの、これはささいなことでも他にもいろいろあると思いますのでご確認をしていただきたいのですが、ため池と書いてあるところの左側の２．河川整備の現状と課題というところで、39ページに書いてある、「またため池にはため池本来の役割である云々かんぬん必要があると」、この文章は、よく読んでいただいたら日本語になってないと思いますので、よく点検していただきたいと思います。

それから、その同じページの河川に関する学習ですけれども、環境学習と書いてあるのですが、これは対象が誰なのかよくわかりません。小学生なのか、つまり生徒なのか一般の方なのか。対象によって全然取り組み方が変わってくるはずですが。教育に関して記載されているのか、学校の中の教育プログラムですね、あるいは環境意識を持つような人材を育成するという意図なのか、ちょっとそのあたりがよくわかりませんでした。だれを対象にしてるのか。大人と子どもと相手にするので、対象によって全然取り組みが変わってくると思いますし、大人も子どもも一遍にやるのだということなのかどうかですね。そのあたりがちょっとわかりませんでした。

それから、13ページの、不法行為等の防止でございますが、一番下の段ですけれども、不法占有、不法投棄、迷惑行為等を是正するためとあるのですが、これは法律に違反している行為なので是正という生易しいことではないのでしょうか。完全に防止したり禁止したりしなければいけないはずだと思いますので、法律違反のことはある程度は許すような表現になってますので、少し表現的にどうかなと思いました。

それから、一番最後の19ページですが、これは新たな課題というところで、気候変動という環境変化に伴いまして、こういう姿勢を国土交通省が見せていただいているというこ

とは、趣旨としてはよくわかるのですが、その文章の内容が本文に書いてあることと、治水、利水、環境面すべて重複しているというふうに思います。例えば、中ほどのハードとソフト両面での対策を準備しておかなければならない、この場合、適正な土地利用云々かんぬん、このあたり、本文の中にも記載されていたと思いますし、文章は違うでしょうけれども意味合い的には同じ部分が記されていたと思いますし、利水面でもこうした状況のもと、社会経済活動に深刻な打撃を与えるような取水制限を回避するため云々かんぬん、健全化を進めることが求められていると。これも別に地球環境問題でなくても、当たり前というか、当然のことだと思いますし、環境的にも日本有数のものづくりの地域である播磨地方を支えるこの環境の部分についても、この記載内容は、別に気候変動はあってもなくても当然本文の中で記載されるべきものだと思います。ということで、新たな課題になってないのではないかと思います。

以上です。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございます。これに関連して、どなたかご意見ありますか。

○河川管理者（吉田課長）

一番最初にいただいた意見として、活断層ということをご指摘いただきましたけれども、確かに内陸で起きる地震ということを想定しておりますが、個別の活断層の想定ができないので、どの活動でいつ起きるといったところまでを検討しておりません。現況のところでは、具体的な活断層の記載というのは考えておりません。

少し飛びますが、次にいただいた河川学習についてですけれども、こちらは、小学生や中学生、高校生だけではなくて、大人の方も含めてすべての方を対象にしていきたいと考えておりますので、対象としては学生というようなことは特筆して記載しておりません。

○河川管理者（中込事務所長）

私のほうから7ページの環境の関係で、魚類、甲殻類の加古川全川を自由に遡上降下できるよと書いてあるんですけれども、この加古川全川の意味合いなのであるけれども、直轄管理区間の計画ですので、直轄管理区間をイメージしております。ただし、直轄管理区間以外についても、やはり動けるほうが良いと思いますし、また直轄管理区間だけの議論ではありませんので、思いとしては、全川ということです。ここは明確に、仕切ったほうが良いという事であるのであれば、ここは加古川全川（直轄管理区間）と記載すべきだと思います。それから、ため池のところなどの構文については、全体を確認させていただ

きたいと思います。

それから、13ページ、不法行為等の是正につきましても、後ろに迷惑行為が入っておりますのでこれも構文の問題だと思います。不法行為については、是正という言葉は弱めの言葉となりますので整理したいと思います。

あとは、19ページの最後の地球温暖化のことですが、こちらについては、ご指摘のとおりだと思っております。地球温暖化に関する検討というのは、国土交通省本省のほうでも委員会を開きながら、どのように進めていくのかという議論を今までもやっておりますし、これからも進めていくと思います。地球温暖化に関しまして、計画論をどのように考えていくのか、あるいは事業をどのようにしていくのかという具体的な方針が出てきた段階で、この整備計画を見直していくことも考えたいと思っております。いずれにしても今様々な分野で地球温暖化は問題になっておりますので、新たな課題として加古川の整備計画におきましても、そのような点を視野に入れたいと思っております。 以上です。

○中瀬委員長

よろしいですか。

○道奥委員

そうしますと、今の最後の地球温暖化部分ですけれども、とにかく本文と今のままでは内容的に重複してますので、暫定文書であると理解し、あとは管理者さんのほうで責任を持って可能な範囲での記載をされるというふうに理解してよろしいですか。

○河川管理者（中込事務所長）

はい。

○道奥委員

それと、やっぱり加古川全川云々というのは、皆さんが柔軟に理解していただいたらそれにこしたことはないのですが。一方では、これは国直轄区間ですよと、はっきり言っておられると思います。ここで加古川全川となりますと、指定区間も魚道、管理者、国がやるのですかという話にならないかということが気になりました。

○河川管理者（中込事務所長）

今の管理については、国としてやっていくところはこういうところをやっていきます。ただし、加古川全川でいわゆる県が管理しているところについても、やはりそのようにしていくことが望ましいと思いますので、県と連携をしながら進めていきたいという気持ちであり、このようなことが、課題でもありますので、国がやらなくてはいけないところは

直轄管理区間なのですからということは明記するような形で整理させていただきたい。

○道奥委員

治水も利水も環境もすべて目を向けるのは全流域であると思うのですね。実際手を加えるのは直轄区間ということがありますので、他の治水、利水の記載と同じような形にしていただいたほうがいいのではないかなと思います。

それと、環境学習につきましても、大人から子どもまでということなのですから、例えば、大人を対象にする場合、環境出前講座というのは、これはどこに出でいくことになるのでしょうか。一般の方対象のセミナーなんかで環境出前講座を行うということなんですか。

○河川管理者（松井課長）

今、現況で出前講座ということで、対象としているのは、小中学生を中心に対象としております。ただ、そのときに、高校生とか高校の先生方も一緒に入ってもらったりもしている状況です。揖保川のほうは、学校単位で、小学校が非常に多いのですが、加古川のほうは小学校が少なく、逆に中学生とか高校生とかが多いという状況です。

○河川管理者（田中副所長）

少し補足させていただきます。今担当課長のほうから小学生が多いと申しましたけれども、地域によっては老人会や地域のサークル等からも環境に関する要請等がありますので、そこにも出かけながら説明しています。だから、同じように水生生物についても小学生とは少しレベルを変えて、説明、出前講座を行っている状況になってますので、すべてが対象となっております。

○中瀬委員長

よろしいですか。今の環境学習の話も後で言おうと思っていたのですが、兵庫県とか姫路市との連携とか、兵庫県の場合は幼稚園の年少、小学校3年生、小学校5年生、中2のトライアルウィークもやっているじゃないですか。そこら辺とどう連携するのか、そして生涯学習とどう連携するのかというのは、この文章でもいいと思うのですが、それを事務局はちゃんと認識して書いておられるという前提で。どうぞ。

○河川管理者（中込事務所長）

特に今委員長がおっしゃったトライアルウィークは、国の河川関係でも、実際に実施している状況ですので、もちろんそういうことを念頭に置いた記載です。

○中瀬委員長

それから、全川の話がありましたが、せっかく県の河川課さんに来ていただいているので、全川で、直轄だけでなく、県の管理区間も協力するぞという意思表示をしていただいたら非常にうれしいですけども。考え方で結構です。

○兵庫県（県土整備部 森口）

ご指摘いただいていますように、指定区間では順次改良できるところは改良しようとしています。しかし、何分指定区間が非常に距離が長くて、井堰の数も数百とかという数になってるという事実がございまして、支川にわたって、全川というのは、思いはございしますが、少しお時間をいただきながら、できるところはもちろん我々としても連続性を確保するという考え方しております。

○中瀬委員長

ここで言っている以上の詳細かつ繊細なレポートを県の河川課さんはお持ちで、国の直轄区間も県の河川課さんが持っておられる中身以上にやらないといけないという感じもするので、両方で連携してやっていただくという方向で。これは最後に言おうと思っていたのですが、先に言ってしまいました。

他にございますでしょうか。

○畠山委員

畠山です。河川に関する学習についてというところですけども、これは国土交通省さんが学習の場を提供していくというだけではなくて、私どものように民間の者がこの河川を使って学習の場にしていくという、一緒になってやっていくということをうたっていたらと思っています。といいますのは、私たちは既に小学生を対象に実施したり、親子を対象にいたしまして環境学習を数多くしておりますので、やはり国土交通省さんだけが整備して学習をする場所ではないと思っております。そういうところをお願いしたいと思います。

○河川管理者（中込事務所長）

そのような指摘を受けて記載するつもりではありましたが、もう一回確認させていただきます。例えば地域の方々と連携しながらやっていくとか、我々だけがやっていくという形にとらわれないような準備というのを考えたいと思っています。

○中瀬委員長

それと、経費の節減のためにやるのと違うのですよ。協働して経費が要るものは払って、で、NPOさんと一緒にやるということで、よろしくをお願いします。

他にございましたら。

さっきのごみの処理のところも、何か経費節減のために協力してではなく、ボランティアは「ただ」だという発想はあんまりよくないですよ。

いかがですか。はい。

○増田委員

増田です。7ページの魚類等の移動の連続性についてのところですが、上の一番左の2番の現状と課題というところで、ピンクの下の部分に、阻害する可能性があるためという、阻害しているのではなくて可能性があるという緩やかな表現をされている。現状としましては、やはり阻害しているとみなしたほうがいいのではないかと思いますけれども、この辺の表現をもう少し強調してもらったらと思います。

特に内容的には、下流部の古新堰堤なんかですと、海水の潮位によって、汽水魚とか海水魚の地理的な移動がなくなったということと、回遊魚の一番スタートとして遡上が阻害されている。その上の加古川堰堤ですとか加古川大堰に関しては、ほぼ遡上等を阻害しているということなので、これを自由に連続性の確保に努めるということなので、努めるというよりも、確保というよりも改善に努めるとか、そういった表現にしていきたいなと思っています。

○中瀬委員長

どうぞ、お願いします。

○河川管理者（上月係長）

上月です。最初のまずご指摘いただきました阻害する可能性があるというところで、ここは、実施の項目に詳細な調査をまず実施するというを書かせていただいているんですが、まだ今の状況で確かに遡上できてないものがあると思うのですけれども、何が遡上できていなくて、何が遡上できているのかということ、正確に把握しているわけではないというところから少し曖昧な書き方をさせていただいたということになります。

ただ、実施のところでもまず調査を実施するというを書かせていただいておりますので、それを踏まえて、しっかり対策を実施していきたいと考えています。

表現については、またご相談させていただきたいと思いますが、思いとしては、まず調査をしっかりすることを考えています。

○河川管理者（中込事務所長）

追加で、もう少し明確に。表現についてはちょっとご相談させていただくということで



すので、ここについてはやっぱり専門家の意見として、移動を阻害しているということだということであるならば、そっちの方向で考えていきたいと思います。それから、河川整備の目標に関する事項につきましても、もう少し強くというのがご意見だと思っておりますので、そのような方向で書き方を考えていきたいと思っています。

○中瀬委員長

それに関してすべて詳細にこれから調査をしてということですね。

○河川管理者（中込事務所長）

はい。

○中瀬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

あるいは、もうこれから先ほどの畠山さんのように、これをどうNPOとか周辺の人とどう進めていこうかという内容とか、これから将来についての留意点等とかございましたらお願いしたいですが。

○服部委員

5ページの生物の生息・生育・繁殖というような問題とか、7ページの連続性の問題、外来種の問題、それから河川景観の問題、それから11ページのため池、堤防の植生管理、それから13ページの樹木の管理というようなことで、ここで一つつながってるのは、生物多様性というところだと思うのですけれども、ただ、今の文章の中に少し入ってきてるのですが、5ページの3. 1生物の生息・生育・繁殖といったところ、生物多様性みたいな形でバシッとはっきり書いたほうがいいのではないかと。ただ、その生物多様性という視点から、先ほどの堤防管理だとか樹木の管理も含めて考えるというようなことで、何か全部をつなげていくような方法がひとつあるのではないのかなと思いました。

そうすると、ずっと前に言いましたが、「生物多様性・加古川戦略」というような生物多様性を軸にして、加古川の生物をどう考えるかというようなものが将来的には必要になってくるのかなという感じで、今のところはそれぞれの問題はそれぞれの問題で書いていますが、堤防の問題と、では柳の問題はどう関係するのかというのは、現実には全然考えてないですね。僕もどう関係しているのかわかりませんが、恐らく生物として何らかの関係があると。その生物として関連のあるような問題が将来やっぱり一つの問題として束ねて考えていくことが必要ではないか。そのためにもまず当面は生物多様性というの

を入れるぐらいの形で出されたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○中瀬委員長

よろしいですか。今の服部委員のお話は、先ほどの最後の新たな課題のIPCCの気候変動だけ言っておられるでしょう。92年のリオ・サミットのときにやったのが、IPCCの気候変動と生物多様性がリオ・サミットの目玉だったですね。気候変動だけは何か日本で言っているけれども、生物多様性はやっとなリーダーシップで、服部委員が指示されて、来年COP15が日本であるでしょう、名古屋で。国土交通省さんも環境省さんも外務省さんまで今準備しておられるではないですか。そうすると、今、服部委員のご指摘のようなところで書き込むか、あるいは新たな課題としてIPCCの議論と同じように生物多様性という議論、新たな課題として入れてという形で、その生き物に関しては多様性でもう一度くくろうという、そういう提案なんかはここに書いたらいかがですか。服部委員、そういうのはどうですか。

○服部委員

はい、そうです。

○河川管理者（中込事務所長）

少しこちらのほうでも考えて、服部委員と相談させていただいて、新しい課題に記載できたらと思います。

○中瀬委員長

気候変動を書き始めたら当然生物多様性も書いておかないと思います。

○河川管理者（中込事務所長）

はい。

○田辺委員

田辺です。この最終報告で感じたことを、途中で説明会というかがあって、全般に素人というか、ちょっとなじみにくかったのか、加古川で堤防どうだとか、水質どうだとか、あるいは植物、魚がどうだとかという記述で、それはそれで大変いいのですが、加古川は他の川と比べてどうなのという視点がちょっととらえにくくて、その辺は、何とかなりませんかねという話をしてたのですが、改めてこんなものなのかなと。

それで、一つだけちょっと特に感じているのは、環境で魚だとか水生生物は川、まさに川の問題でそれなりにわかるのですけれども、いわゆる植物ですか、その植物を川だけ

の問題としてとらえるというのがどうもなじみにくいなど。どういうことかという、植物ならば、近くの田んぼとか、あるいは公園だとか、その開発されているところとの関係とか、横のつながりが魚類以上に影響してくるのではないのかなど。そういった意味で、この今見ている4のところに、連携とかという言葉が出てくるのですけれども、他のところと特に植物は連携しないといけないよとか、何かそういうところがちょっとバクッと見たときに物足りないというか、不明な点を感じるのです。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございます。事務局にお答えいただくより服部委員のコメントを。

○服部委員

もちろん河川にある植物は沼にもありますし、ため池にもあるのですけれども、むしろ逆に考えて、河川の生態系というのも、河川でしか維持することができない。だから、他のため池だとか山だとかというところにも自然はいっぱいあるけれども、河川というのは非常に固有であって、他のものでは替えがたいということですね。むしろ連携しているというよりは、河川というのがちょっと異質なのだと。だから、河川のは河川でしか維持できないというような視点に立ったほうがいいのかと僕は考えます。

○中瀬委員長

ということです。意図どおりに答えていただきました。

○畠山委員

実は、私は子どもたちに環境学習を学校からの依頼があって引き受けて行っておりますけれども、その中でこれまでは川の中の生き物であったり、干潟の生き物であったりを学習してきましたが、今年は原っぱの昆虫を教えてほしいということになりました。というのは、実は都会の住宅の中には子どもたちが昆虫を探すような原っぱが失われてきているのです。そのために、河川敷は非常に貴重な場所になっておりまして、そこで秋を見つけようということで、バッタの種類をたくさんいるわけなのですけれども、それだけたくさん見れる場所というのはもう河川敷のようなところではないという状況にあります。ということを考えますと、いかに河川の中の原っぱが重要であるかということがわかるかと思えます。

○中瀬委員長

はい。

○田辺委員

済みません。私はこう言いたかったのは、この実施に関する事項のところ、例えばどこそこ連携するというような表現が散見されますので、それでそのときに魚類ではなくて植物というのは、河川以外のどこそこ、この連携が必要なのではないのかなと感じているわけです。

○中瀬委員長

その話は4の5で、例えば18ページの一番下の地域住民との連携ということで、すべてそこら辺を連携してやりましょうみたいな、この前の「つくる」、「守る」、「使う」という3つで議論しましたね。そこら辺でほとんどが包含されていると思いますね。

先ほどの環境学習のところですね。だから、そこら辺を実は言っていたいて、付帯事項として最後にこれに、これをしっかりと実践するときに念頭に置いてたら、地域との連携とかそこら辺をしっかりとやりましょうということを申し上げたかったので、ちょうどいい話で、ありがとうございました。

他にございますか。

○道奥委員

全部十分見きれなくて断片的で申しわけないのですが、本文の54ページの舟運とありまして、加古川の舟運の歴史を踏まえ、町づくりと一体となった整備に努めると記載されているのですが、この整備に努めるといのは、何の整備のことでしょうか。舟運施設の整備、つまり舟運をするということなののでしょうか。このあたりよくわかりませんでした。それから、その下のため池の役割や必要性に対する認識の共有に努めるとありますが、これは誰と誰が共有するのかよくわかりません。実際に河川管理者が何をされるのかというのがわかりませんでした。

それと、河川整備、治水、洪水対策の実施に関する事項の57ページあたりから63ページぐらいまで、かなり具体的にどうこうするという事を書いているけれども、図面をパッパッパッと張られて、それに対して何の説明もないのですけれども、こういう記載形式でいいのかなと。つまり、この色塗りをしたところは絶対やるのだというこれで間違いないでしょうね。非常に具体的に書いている割に、本文には何もないので、説明がないので、どうするのかというのがよくわかりませんでした。例えば63ページに、堤防の浸透に対する安全性について一番上に2行書かれています、図-4. 1. 17に対する説明がありません。これはこの対象区間、質的整備必要区間というのは全部浸透する、浸透対策で一貫

してるということで、推察するに、この赤で塗った堤防の区間、質的整備必要区間というのは、全部この図－4．1．17、すなわちドレーン工で対応するのですかということですか。あるいは、一例ですか。もし他に対策プログラムがあるのであれば、それは本文に記載すべきではないか、それで全川がこれで、赤で示した部分全部図－4．1．17であるのであれば、その旨を書いていただくべきでないかと思いました。

それから、63ページの下の地震対策、高潮対策、内水対策、いずれの記載も、こういう書き方しかできないのでしょうか。高潮による被害が発生しないように、高潮対策を実施するので、当たり前であって、管理者でなくても私でもこれやったら書けるのですよね。そういう記載でよろしいのかどうかということです。

以上です。

○中瀬委員長

これは事務局のほうからよろしくお願いします。

○河川管理者（中込事務所長）

いろいろとありましたので、まずは54ページの舟運の関係ですけれども、これについても、分かりづらいというところがあったら、まずは書きかえたいと思っております。思いとしては、船着き場とかが過去のものとして残っておりますので、そういうようなものをうまく残していきたいということです。新たに舟運を加古川で舟を通していこうということは今のところは考えておりません。

それから、63ページの質的堤防整備のことですけれども、これについては、赤のところは、これは浸透でもってアウトになったものを示させていただいております。ただし、浸透に対する対策のイメージについては、これは一例になっておりまして、当然ドレーン工ではなくて、堤防を膨らますことによって、浸潤線を下げるといった区間もあります。ということなので、これは一例ということで、そこがわかるような記載にさせていただきたいと思っております。

それからあとは、57ページからについては、やはり整備計画ですので、より具体的にという観点でこのような形で記載しております。当然、大きく計画内容が変わっていくようなことがあったら、計画の変更にもなります。他河川の整備計画でもこういうような形で具体的に記載しているところがありますが、ただ、どこもイメージという形で記載しています。ただしそれぞれについて何をするという説明書きもないご指摘については直していく方向で考えていきます。

あと最後に、63ページの地震対策、高潮、内水について書きぶりを少し考えたいと思っておりますが、現段階で個別具体的にどこでどうするということまで明確になっているような状況ではないので、このような書き方になっております。もう少し具体的に何か書けないかというところは、もう一回考えてみたいと思っております。

#### ○道奥委員

まず、舟運のところは、なぜそういう質問が出るかという、一体となった整備に努めるの目的語がないからですね。舟運の歴史遺産なり史跡なりを整備すると。勝手な解釈すると、航路を整備すると解釈する人がいたりしたら大変なことになると思いますので、よろしくをお願いします。

それと、やっぱり57ページから数ページにわたるこの写真と色塗りのことにつきまして、イメージと書いてある割には、固有名詞、地先の地名が書いて、しかも範囲が示してあって。では、これはイメージではなくて具体的なかというふうに誤解されると思うのですよね。ですから、やっぱりイメージだったらイメージ、そうでなくて、かなりそれに近いものであれば、そういうふうな記載をしていただきたいと思います。例えば、できるけ具体的にという思いが、例えば66ページの加古川大堰については詳細にこういう問題があるからこれを対策しないとイケないのだというふうに書いてありますね。ここで書いてあることは課題であって、どうするという目標ではないわけなので、もしこれを詳細に書かれないのであれば、むしろ課題のほうに書かれるべきではないのでしょうか。実際に、整備計画に加古川大堰に特化してここまで具体的に書かないとイケないものなのではないでしょうか。それがちょっと疑問に思いました。

#### ○河川管理者（中込事務所長）

最後の部分だけ。実は、まず課題のところに書くべきだというご指摘はごもっともでございます。書く場所については整理させていただきます。それからあとは、何でここで書いたのかという話ですけれども、ここ66ページは、魚類、甲殻類の移動の連続性という観点で書いているのですけれども、具体的に何をしていくかということがある程度見えているものとしては加古川大堰の課題が見えていたので、ここに詳細に書かせていただきました。とは言いつつも、課題しか書いてなくて、具体的に何をするのかというのは、これから検討になっております。ということですので、違和感があるというご指摘だと思います。

#### ○中瀬委員長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○吉田委員

54ページの舟運のところですが、ちょっと言葉足らずになっておりますので、こう入れていただけたらどうかと思います。町づくりと一体となった史跡の保存と整備に努めると、こう入れていただけたらどうでしょうか。以上です。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございました。

そろそろ時間なのですけれども、まだありますか。では、簡潔に。

○池本委員

では、1点。この会全体を通じての立ち位置について。最後の新たな課題のところ、先ほどから地球温暖化のという新しい課題が出ていました。ただここで海面上昇だけに特化するのではなく、加古川水系を議論していく中で、夏場に佐用の水害もありましたし、あのときに山とか森の整備が重要だということ意見をいただきました。そういうわけで河川整備には直結しないけれども水系を全体的に見ていくというスタンスを書いておくというのはどうでしょうか。

○中瀬委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

はい、田辺さん。

○田辺委員

田辺です。本文の62ページは大変分かりやすい図だと思っています。ありがとうございます。それで、前回もご指摘させていただいたんですが、この図で1万6000m<sup>3</sup>/sを超過するようになるところがあるのですが、これは前回も指摘したのですが、これだと1万6000を超えてどこまでいくのという心証を見る人に与えかねないので、何か工夫できないのかなと。その1万4000と1万6000の間にちょっとよろんというカーブか何か引いてするなり、何かちょっと違和感を感じるころです。

○中瀬委員長

そろそろ終えさせてもよろしいですか。

では、ありがとうございました。これで、この流域委員会の今までの11回分で、今日かなりご提案がございましたけれども、今日のご提案を入れてこの整備計画原案を作成していただいたように思います。

それで、皆さん方からいろんな意見が今出てまいりました。まず第1点目は、アメリカに行ったら一番最初の大学院の講義の時間に聞くような論文の書き方。そういう基本にまず返っていただきたい。日本語は日本語として、主語、述語、目的語をしっかりと入れた日本語で書きましょう。図、表にはタイトルを入れて、キャプションを入れて、しっかりと人にわかるように、図、表が独立したものとして、図だけ見ても独立して、表だけ見ても独立して、そして本文中にしっかりとそれを位置づける。これは大学院の一番最初の基本的授業でありますので、それはぜひ全ページにわたってクリアしていただくということでお願いします。

それから、先ほど池本委員が言われました気候変動と生物多様性、さらに流域全体で。先ほど全川の議論がございましたけれども、池本委員から流域という概念が出てまいりました。では、流域なのか全川なのか、あるいは直轄区間なのか県の区間なのか、そこら辺を逆に区切るのではなくて、トータルに物事が見られるように。そういう課題部分について、ぜひこの委員会で意見があったというようにしていただきたいと思います。

ちなみに、兵庫県は来年度から流域をベースにしたまちづくり計画というのですか、そっちのほうに入っていかれると、その研究をなさいと来年言われています。要は加古川だったら加古川流域の上流下流交流で地域づくりをしようと、そんな時代になってきましたので、池本委員のご指摘のとおり流域全体で考えるようなシステムをぜひ意見で入れていただけたらなど。同じような話が先ほどの環境学習の話でご指摘がありましたけれども、行政だけがされるのではなくて、周辺のNPO、地域団体の方々と連携しながらしっかりと、ひょっとしたら河川管理者からの場貸しだけでもいいと思います。河川管理者さんが無理して環境学習をやったら余計子どもが怖がるかもしれないので、そういうときは畠山さんとかそういう専門家の方々に任せて、しっかりとフォローアップすると、いや、そう書いてと言ってませんよ。そういう連携をぜひやろうということも、付帯意見で入れていただけたらうれしいと思います。

そういうことで、生物多様性の話、温暖化の話、流域の話、あるいは環境学習の話等々を、要は地域の皆さん方との連携とか流域全体で議論しようとか、そういう意見が今までずっと出てきたと考えていただいて、重要な指摘ということで付帯意見の中で入れさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

それを一旦まとめさせていただいて、それを皆さん方にもう一度照会をかけさせていただきますので、ご確認いただきたいと思います。



今申し上げましたようなことを前提にしまして、今日の河川整備計画原案について、これでいいということで、河川管理者の方で河川整備計画策定の手続を進めていただきたいと思いますが、委員の皆様、異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

ということで、異議なしということですので、手続を進めていただくということでお願いします。これで、流域委員会の設立の目標を達成し、我々の任務も間もなく終了すると思います。

今後の河川整備計画策定の予定について、河川管理者のほうからご説明をお願いします。

○河川管理者（吉田課長）

それでは、ご説明させていただきます。今後の河川整備計画の手続についてなのですが、本日も、各委員の中からお意見をいただいたところがございますので、そちらについては修正を行いまして、ご意見をいただいた委員にご説明を差し上げて、それを一度まとめたものを委員長にご説明をさせていただいて、委員長のご判断を仰ぎたいと考えております。それで、原案ができましたら、今、このフローチャートにも書いておりますが、学識経験者等の皆様からお意見をいただいたということ、そして前回開きました公聴会等で住民のご意見をいただいたということを踏まえて、河川管理者のほうで、河川整備計画（案）を作成し、この法定手続にのっとり、地方公共団体の長として兵庫県知事に意見照会をさせていただいて、それでご了解をいただいた際には河川整備計画の決定、公表ということになります。官報告示のほうで公表をさせていただく手続になろうかと思っております。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございました。

それができた時点でこの委員会は解散ということですね。

では、最後になりますけれども、今日傍聴に来ていただきました皆さん方から意見を聞きしたいと思います。ご意見のある方は手を挙げていただきまして、庶務のほうからマイクを持っていきますので、所属、氏名を言っていただきましてご意見をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいましたらお願いします。

おられませんか。はい。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、これで委員会の私の最後の仕事になると思いますが、この報告書のまえがきのところの2枚目に、ちょうどこの委員会の経歴が書いてございます。初めのページの下の方ですね。本計画の策定に当たっては平成9年11月に加古川の将来を考えるための委員会として「加古川を考える懇談会」がありまして、15年3月から5年5カ月17回にわたる熱心な議論があったと。まず、この我々の委員会の前提としてこういうことを積んでこられたという、すごい実績があったと思います。それで、平成20年7月にこの委員会ができて、多分もう間もなくこの整備計画は完成するだろうと。そういう意味では、この我々の委員会は非常に短くスピーディーに行ったのですけれども、その前に結構、多くの皆さん方のご尽力があったと思います。それに関してまずお礼を申し上げたいと思います。それと、私たちの委員会が多分最速の委員会ですね。すばらしい。効率的に、かつ中身のあるご意見をいろいろいただいて、非常に中身が詰まった報告書、計画書がつかれるのではないかと思います。ということで、委員の皆様方、本当にありがとうございます。

ということで、私のほうで最後のごあいさつをさせていただきました。ありがとうございました。これで庶務のほうにマイクをお返ししまして、私の仕事はすべて終わります。

#### ○司会

ありがとうございました。

委員長からごあいさつがありましたが、河川管理者から何か一言ありませんでしょうか。

#### ○河川管理者（藤村管理官）

近畿地方整備局の広域水管理官をしております藤村です。本日節目の委員会ということでお礼のあいさつをしたいと思います。先ほど委員長からもお話がありましたように、当委員会をやる前に、平成9年から熱心に議論をしてこられて、加古川の川づくりについて、流域の皆さんで情報を共有しながら、思いを一つにしてきたというところがあって、この委員会、約2年弱で熱心な議論をいただいて、整備計画(案)をこれからつくっていくという段階になりました。11回にわたって委員会を開催してきたわけですが、その内容をほぼ網羅できたと思っていますが、今日の委員会の中でもいろんなご指摘、アドバイスをいただきましたので、これらの意見を踏まえて河川管理者が責任を持って文書を作成して、これから作成の手続に入っていきたいと思っております。

2年間熱心な議論をいただきました。この中で委員長の巧みなハンドリングと、それから各委員の方が熱心に、前向きに意見をいただいたということに対してお礼を申し上げたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

#### 4. その他

○司会

ありがとうございました。

それでは、ちょっと後になったのですが、吉田委員から配付していただいています資料につきまして、吉田委員のほうから説明をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いします。

○吉田委員

失礼します。お手元に、加東市の封筒が行っていると思います。中身はちょうど鴨川ダム、加東市の旧東条地区にありました通称東条湖と呼んでおりますダムですけれども、これが昭和26年に完成しまして、ちょうど今年が60周年ということで、その記念展示が実はもう8月いっぱい終了したわけですけれども、その関連の資料と、それから、その展示しました資料の一部が東条湖のそばにありますグリーンプラザというホテルの1階で一部展示されておりますので、もしその近くへ行かれましたら、ひとつまたご覧いただいたらと思います。ちょっとご紹介しておきます。以上です。

○司会

ありがとうございました。

ここで少しお時間をいただきまして、今回で最後になるかもしれませんが、河川管理者の上月様よりお知らせがあります。よろしく願いいたします。

○河川管理者（上月係長）

上月です。第11回加古川流域委員会も終わりに近づきましたけれども、ここで皆様にある映像についてご紹介したいと思います。この映像は加古川流域委員会では毎回行っているものですが、加古川流域について少しでも興味を持っていただきたいの思いから、私たちが、私たちのビデオカメラで撮影してきているものです。今からビデオ紹介をさせていただきますけれども、本日は整備計画の原案について意見をいただいたという節目の会議でしたので、この映像紹介についてもひとつ節目を迎えるということになります。ここで、映像紹介を今までにずっと見ていただいた皆様に、私のほうから感謝のあいさつをさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まずビデオ紹介をさせていただきますと思います。今回は加古川市平荘町の池尻に行ってまいりました。ここに神様が天に帰るために使用したと言われる階段がありますので、それについて撮影してきましたので、ご覧になってください。

〔ビデオ上映〕

○河川管理者（上月係長）

どうもありがとうございました。

この映像紹介は加古川流域のことを少しでも知っていただきたいという思いから、ビデオ撮影するという方法で情報発信させていただいたところです。皆様、加古川流域のことはよくご存じの方が多いと思いますので、そんな中でも、ああ、こんなところがあったのかといったような発見があったのであればうれしく思います。

自分たちが撮影してきたものですので、お見苦しい点多々あったかと思いますが、今までおつき合いいただいてありがとうございました。ただ、まだまだ加古川の魅力というのはたくさんありますので、これからも何らかの形で情報発信を引き続きしていきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

## 5. 閉会

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第11回加古川流域委員会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

〔午後 4時 0分 閉会〕